随 意 契 約 結 果 表

担当課名	政策課		
案件名	三田市総合計画書印刷及び製本業務		
案件の概要	三田市総合計画書ダイジェスト版及び本編、概要版の印刷及び製本業務		
随意契約の種類	○随意契約　　◉ 単独随意契約		
契約年月日	令和 4 年 4 月 12 日	契約の相手方	藤本印刷(株)三田営業所
契約金額	1,213,850 円　(うち消費税相当額　110,350 円)		
契約期間	契約を行った日 ～ 令和 4 年 5 月 17 日 まで		
随意契約とした理由	総合計画は、将来のまちづくりの方向性を示す最上位計画として策定する重要な計画であり、市民や事業者・団体等との連携協力のもと進めるためには、計画内容を速やかに市民等へ知らせていく必要がある。そのため、計画書本編や概要版のほか、これからのまちづくりの要点を記したダイジェスト版を作成し全戸配布するが、配送料等費用削減のため広報誌と一体に配布することを計画している。 今回、計画書本編等の印刷業者の選定を行うため見積合わせをしたところ、実施予定額超過により不調となったものであるが、総合計画の周知を速やかに進めるうえでも、最短である5月1日広報誌とともに配布することが最適であり、製作工程を考慮する一刻も早い発注を必要とする緊急性が高い業務であると判断できるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要によるもの)を適用し、ついては、先日の見積合わせにて最低見積額を提示した上記業者と価格交渉をしたうえで、見積書を徴取し随意契約を締結するものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 (緊急の必要があるもの)		